

3介第19号
令和3年(2021年)4月1日

県内介護福祉士実務者養成施設の長 様

長野県健康福祉部長

「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告の様式
について」の一部改正について

日ごろ、本県の福祉行政にご理解及びご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
このことについて、厚生労働省社会・援護局長から、別添のとおり改正した旨
の通知がありました。これにより、長野県が指定している介護福祉士実務者養成
施設においては、下記のとおり報告様式を定め、令和3年4月1日より適用する
こととしましたので、取扱いに遺漏なきようお願いします。

記

- 1 適用対象指定施設
長野県が指定している社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号
の介護福祉士実務者養成施設
- 2 定めた様式等
社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条に基づく報告様式
(1)介護福祉士実務者養成施設等報告書
(2)介護福祉士実務者養成施設年次報告 別紙
(3)介護福祉士実務者養成施設 指定に係る手続き 必要書類
- 3 適用年月日
令和3年4月1日

介護支援課介護人材係 (課長) 油井 法典 (担当) <u>福嶋 史皓</u> 電 話 026-235-7129(直通) ファクシミリ 026-235-7394 電子メール kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp
